

# 東京工業大学理学院物理学系 共用設備運用管理システム利用規則

平成29年3月30日

先端物理計測開発室 制定

平成30年12月13日 改定

第1条 本規則は、先端物理計測開発室が運営している物理学系共用設備運用管理システム(以下、共用システムと略称する)や物理学系の共用物品を利用する際に遵守すべき事柄を定めるものである。

第2条 先端物理計測開発室が管理する共用物品は、通常は物理学系の工作室、南5号館化学処理室、本館共用物品室、北実験棟 7 共用物品室(以下、共用物品室と称する。図1参照)に保管する。

第3条 共用システムを利用できるのは、本学の教職員および研究室所属学生及び理学院物理学系長が認めた者である。

第4条 共用システムを利用するためには、まず利用者の所属する研究室を代表する教員(学外利用者の場合、所属する部署の代表者として理学院物理学系長が認めた者)が、物理学系共用設備運用管理システム利用申請書・兼誓約書(学内利用者は様式1、学外利用者は様式2)を先端物理計測開発室に提出し、物理学系長から利用許可を得る必要がある。

第5条 工作室、南5号館化学処理室、および本館化学処理室の利用にあたっては、それぞれの利用規則に従うこと。

第6条 工作室、南5号館化学処理室、本館化学処理室、および北実験棟7の入退室管理は、共用カードキーを用いる。

第7条 共用システム使用の要が無くなった場合、共用カードキーを返却する。共用カードキーを紛失した利用者(研究室)は、速やかに先端物理計測開発室に報告するとともに、再発行費用弁済の義務を負う。

第8条 利用者のうち、共用設備の有料サービスの利用を希望する者は、理学院物理学系長が別に定める利用料を支払うものとする。

2 一度納付した利用料は、返還しないものとする。ただし、本学の責により利用を中止し、又は停止した時は、この限りではない。

第9条 各貸出品を貸出登録なく共用物品室外へ持ち出すことを禁ずる。また、その他備品や消耗

品も許可なく共用物品室外へ持ち出すことを禁ずる。

第10条 備え付けの PC と付属機器で共用システムにログインし、機械の利用前や実験装置の持ち出し前に必ず貸出登録をする。利用が終わったら、必ず貸出品を返却登録して、借りる前の位置に戻す。貸出品ごとに設けられた最大貸出期限を守ること。

第11条 貸出予約は受け付けていない。借り主との当事者交渉は可とするが、又貸しは禁ずる。返却登録をし忘れていた貸出品を借りる場合は、必ず返却登録させてから借りること。

第12条 貸出中に、貸出品の故障が生じた場合や発見した場合は、先端物理計測開発室に速やかに連絡して必要な指示を受けること。返却登録は、自身の利用中には故障が無かったことを保証する意味も持つ。なお、誤った利用による故障の場合には、利用者(研究室)に弁済を求められることがある。

第13条 借りた物品を紛失した場合や窃盗された場合、速やかに先端物理計測開発室に連絡して必要な指示を受けること。利用者(研究室)に弁済を求められることがある。

第14条 本規則及び先端物理計測開発室運営委員の指示に従わなかった場合や延滞時の督促に応じない場合は、利用の許可を取り消してアカウントを停止することがある。

第15条 貸出品を学外に持ち出して利用する場合は、あらかじめ先端物理計測開発室に相談する。その後、本学の規則に従って手続きを行う。

第16条 本規則の改定には、物理学系会議の承認を必要とする。

附 則 1 (平 2 9 . 3 . 3 0)

この利用規則は、平成 2 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 2 (平 3 0 . 1 2 . 1 3)

この利用規則の改定は、平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

東京工業大学				
理学院				
物理学系・物理学コース				
先端物理計測開発室 運営委員会				
工作室 委員会	南5号館 化学 処理室	本館 化学 処理室	本館 共用 物品室	北実験 棟7 共用 物品室
工作室			物品室	

図1. 共用物品室管理の模式図





